

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

神戸町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 神戸町地域

(1) 現況

本地域の北部、西部、南部は豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、現在は米、麦、大豆の2年3作によるブロックローテーションにより計画的な作付がされている地域である。東部は施設園芸が盛んで、小松菜、小ネギなど軽量野菜とバラを中心とした切り花が作付されている地域である。近年は、経営規模の小さな個人農業者から、集落営農組合、農業生産法人などの担い手への集積が進んでいることもあり、地域における農業用施設の維持管理等の作業を共同で行うことが必要となっている。

また、本地域は豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、従来からハリヨ（県指定天然記念物）の生息地として有名な地域である。環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号および第3号に掲げる事業を推進し、農地の集積に伴い増大する農業用水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担を軽減して、担い手の農地集積に必要な環境を整備し、農業の構造改革を後押しするとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し自然環境の保全に資することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	神戸町地域	第3条第3項第1号及同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし